

兵庫県公報

平成19年6月22日 金曜日 第1886号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則	ページ
○森林病虫害等防除事業補助金交付規則の一部を改正する規則（豊かな森づくり課）	2
告 示	
○換地処分に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	9
○漁船保険の付保義務の発生（同）	9
○漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（同）	10
○平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部改正（同）	10
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○道路の位置指定（建築指導課）	13
○道路の位置指定の取消し（同）	13
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	14
○入札公告（管理課）	14
○落札者等の公示（同）	17
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	17
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	18
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	18
市町村職員退職手当組合告示	
○議会議員の補欠選挙の結果	19
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告	
○第10回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	19

公布された法令のあらまし

●森林病虫害等防除事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第49号）

松くい虫防除事業及び松くい虫特別防除事業の実施に伴う被害防止対策事業の補助率について所要の整備を行うこととした。

規 則

森林病虫害等防除事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第49号

森林病虫害等防除事業補助金交付規則の一部を改正する規則

森林病虫害等防除事業補助金交付規則（昭和38年兵庫県規則第115号）の一部を次のように改正する。
別表松くい虫防除事業の款及び松くい虫特別防除事業の実施に伴う被害防止対策事業の款中「4分の3」を「2分の1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の森林病虫害等防除事業補助金交付規則の規定は、平成19年度の森林病虫害等防除事業に係る補助金から適用する。

告 示

兵庫県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後		
町	字	町	字	
淡河町北 備尾	畦 谷	1552の一部 1562の一部 1563の1の一部 1564の1の一部 1565の2の一部 1565の6の一部	淡河町北 備尾	アヲリガ キ
	細 谷	1657の2の一部		
	アヲリガ キ	1571の一部 1572の1から1572の3までの各一部 1575の一 部 1576の一部 1579の一部	淡河町北 備尾	畦 谷
	平 野	1435から1437までの各一部		
	細 谷	1657の1の一部 1657の3の一部		
	芋 谷	1087の一部 1088の一部 1092の一部 1093の1 1093の2 1094から1097までの各一部	淡河町北 備尾	石ノ戸
	大 西	1065の1の一部 1066の一部		
	毛 谷	1028の一部 1029の一部		
	箆 谷	705の2 706	淡河町北 備尾	稲 葉
大 西	1068の一部 1070の一部			

尾崎	954の2から954の4までの各一部		
毛谷	1059の一部 1059の1の一部 1060の一部 1061の一部 1061の1 1062の一部		
大西	1065の一部 1065の1の一部 1066の一部 1078の一部 1080の1の一部 1081の1の一部 1083の一部 1084 1085 の一部 1086	淡河町北 僧尾	芋谷
尾崎	935の一部		
杉浦	1143 1144 1148から1151まで		
向沢	1164 1165 1165の1から1165の3まで 1166から1168まで		
弓矢	840の一部 841の2の一部		
平野	1495の一部	淡河町北 僧尾	内平野
寒風	436の2の一部 494の一部	淡河町北 僧尾	内野
下切	526 527 527の1 543 544の一部 545の1から545の3 まで 545の4の一部 545の5から545の7まで 546の1の 一部 546の2 546の3 549の1から549の3までの各一部		
稲葉	987の一部	淡河町北 僧尾	大西
芋谷	1107の一部		
	1116の1の一部 1117の1の一部 1118の1の一部 1119の 1の一部 1119の2の一部 1122の一部 1122の1の一部 1123の一部 1124の一部 1127の一部	淡河町北 僧尾	尾崎
大西	1071の一部 1076の2の一部 1079の1の一部 1079の2 1080の1の一部 1080の2 1081の1の一部 1081の2		
弓矢	841の2の一部 853の1の一部 854 855 856の一部 857 の1の一部 857の2の一部 876の一部 876の1の一部 877から879までの各一部 879の1の一部 880から886まで 886の1 886の2 887 888の一部 888の1 889 890の 2の一部 893の3の一部 894の一部 913の1の一部 914 から917までの各一部 923の一部 924から928まで		
石ノ戸	1196の一部 1197の一部 1203の1	淡河町北 僧尾	毛谷
稲葉	1000の一部 1001の一部 1002 1003から1005までの各一部 1006の一部 1006の2の一部		
芋谷	1088の一部 1089から1091まで 1092の一部 1094から1096 までの各一部		

大西	1063 1065の1の一部 1066の一部		
簸谷	665の2 666の2 672の2 673の2		
沢田	640の2 641の2 642の2 643の2		
内之谷	562の2の一部 562の3 563の1の一部 563の2の一部 564の1の一部 565の1 565の2の一部	淡河町北 僧尾	込山
ニッ池	323の1の一部 323の2の一部 324の1の一部 324の2の一部		
内野	496の一部 497の一部 498の1 498の2 499 500 500 の1 501から503までの各一部 504の1の一部 504の2の 一部	淡河町北 僧尾	寒風
内之谷	550の一部 551の1から551の4まで 552の1から552の4 まで 553の1から553の5まで 554の1から554の3まで 555の一部 556の一部 557の1から557の3まで 558の1 558の2 559の1 559の2 560の1 560の2 561の1 561の2 561の3の一部 561の4 562の1の一部 562の 2の一部 563の3の一部		
込山	360の1の一部 363の一部 364の一部 364の1 365 366 の一部 367の一部 369の一部 369の1の一部 371の一部 372の1の一部 373の一部 374の一部 375から377まで 377の1 378 378の1 379から382までの各一部 409の5 から409の7までの各一部		
下切	544の一部 544の1 548の一部 549の1から549の3まで の各一部		
滝之方	572の1の一部 573から575までの各一部		
築田	1714の1の一部 1715の1の一部	淡河町北 僧尾	栗ノ木谷
内之谷	563の1の一部 563の2の一部 564の1の一部 564の2 565の2の一部 565の3	淡河町北 僧尾	沢田
滝之方	566の1 566の2の一部 566の3の一部 567から569まで 569の1 570 570の1 570の2 571の一部 571の1		
堂ノ後	610の一部		
ニッ池	314の1の一部 314の2の一部 315の1 315の2 316の 1の一部 316の2 317の一部 320の一部 321の1の一部 321の2 322の1の一部 322の2の一部 323の1の一部		

	323の2の一部		
内之谷	550の一部 555の一部	淡河町北 僧尾	下切
畑ヶ中	961の2の一部 961の4 961の5 962の2から962の4まで 962の5の一部 962の6 962の7 963の3 963の4の一部 963の5の一部 963の6	淡河町北 僧尾	芝ノ沢
内平野	1279の一部 1283の一部	淡河町北 僧尾	平野
横畑	1336の7の一部 1361の一部 1365の一部 1367の一部 1368の1から1368の3までの各一部		
栗ノ木谷	1656の5	淡河町北 僧尾	築田
内之谷	556の一部 561の3の一部 562の1の一部 563の2の一部 563の3の一部	淡河町北 僧尾	堂ノ後
滝之方	566の2の一部 566の3の一部 571の一部 572の1の一部 572の2 572の3 573の一部 574の一部 575の一部 575 の1		
稲葉	977の2の一部 978の一部 978の2の一部 979の一部 980の一部	淡河町北 僧尾	畑ヶ中
込山	389の一部	淡河町北 僧尾	二ツ池
沢田	625の2の一部 625の3の一部 626の一部		
柳谷	265の一部 276から279までの各一部 279の1 280 280の 1 280の2 281 282の一部 282の1 283の一部 284か ら286まで 286の1 287から289まで 289の1から289の4 まで		
築田	1705から1708まで 1709の1 1710 1711 1712の1 1713 の1 1716の1 1716の2 1717の1	淡河町北 僧尾	坊垣内
アヲリガ キ	1568の1の一部 1571の一部	淡河町北 僧尾	細谷
二ツ池	290の4 293の一部 293の1の一部 294 295の1の一部 295の2の一部 296 297の一部 297の1 298の一部 298 の1 298の2 299の一部 299の1の一部 305の1の一部 306の一部 308の1の一部 308の2の一部 309 310 310 の1 311の一部 312 313 314の1の一部 314の2の一 部 316の1の一部 317の一部 318の一部	淡河町北 僧尾	柳谷
芝ノ沢	748の2の一部	淡河町北	弓矢

畑ケ中	959の一部 959の2の一部 961の一部 961の2の一部 962の1の一部 962の5の一部 963の1の一部	僧尾
東浦	801の2 819の2 819の3 820の2 821の2 823の2 823の3 837	

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、淡河町北僧尾字アヲリガキ1568、1568の1、1568の2に隣接する淡河町北僧尾字栗ノ木谷の道路である国有地の全部、淡河町北僧尾字アヲリガキ1622の2に隣接する淡河町北僧尾字栗ノ木谷の道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字アヲリガキに編入する。

また、淡河町北僧尾字石ノ戸1189、1190、1194、1195から1197までの地先の淡河町北僧尾字向沢の道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字石ノ戸に編入する。

また、淡河町北僧尾字稲葉984の地先の淡河町北僧尾字畑ケ中の道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字稲葉に編入する。

また、淡河町北僧尾字尾崎952、954の1、954の2の地先の淡河町北僧尾字稲葉の道路である国有地の一部、淡河町北僧尾字尾崎954の3、955の地先の淡河町北僧尾字畑ケ中の道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字尾崎に編入する。

また、淡河町北僧尾字沢田626に隣接する水路である国有地の一部は、淡河町北僧尾字込山に編入する。

また、淡河町北僧尾字内之谷555の地先の淡河町北僧尾字下切の道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字寒風に編入する。

また、淡河町北僧尾字畦谷1548の2に隣接する道路、水路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字平野に編入する。

また、淡河町北僧尾字築田1714の1、1715の1の地先の淡河町北僧尾字栗ノ木谷の水路である国有地の一部、淡河町北僧尾字栗ノ木谷1656の5の地先の淡河町北僧尾字細谷の道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字築田に編入する。

また、淡河町北僧尾字畑ケ中958の1から958の3まで、960、960の2の地先の淡河町北僧尾字稲葉の道路である国有地の一部、淡河町北僧尾字畑ケ中975の地先の淡河町北僧尾字簸谷の道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字畑ケ中に編入する。

また、淡河町北僧尾字二ツ池325の地先の淡河町北僧尾字込山の道路である国有地の一部は、淡河町北僧尾字二ツ池に編入する。

また、淡河町北僧尾字二ツ池314の1、314の2の地先の淡河町北僧尾字沢田の水路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字柳谷に編入する。

また、淡河町北僧尾字平野1467に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町北僧尾字横畑に編入する。

備考 地番は、平成18年8月4日現在の地番である。

兵庫県告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市福住土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	財田順治	神戸市西区押部谷町福住457番地

同	山口	文明	同	市同区押部谷町押部538番地
同	財田	十郎	同	市同区押部谷町福住70番地
同	財田	英一	同	市同区押部谷町福住415番地
同	財田	富夫	同	市同区押部谷町福住109番地の1
同	財田	福雄	同	市同区押部谷町福住82番地の4
同	藤田	幸一	同	市同区押部谷町押部451番地
監事	財田	敏郎	同	市同区押部谷町福住368番地の3
同	山口	秀和	同	市同区押部谷町押部531番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	財田 順治	神戸市西区押部谷町福住457番地
同	山口 文明	同 市同区押部谷町押部538番地
同	財田 英一	同 市同区押部谷町福住415番地
同	財田 富夫	同 市同区押部谷町福住109番地の1
同	物延 種美	同 市同区押部谷町福住74番地
同	物延 敏晴	同 市同区押部谷町福住558番地の1
同	藤田 幸一	同 市同区押部谷町押部451番地
監事	財田 福雄	同 市同区押部谷町福住82番地の4
同	山口 秀和	同 市同区押部谷町押部531番地

2 神戸市下村土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	加 兎 慶 輝	神戸市西区平野町下村113番地の2
同	井 上 峯 生	同 市同区平野町下村210番地
同	松 井 保 肇	同 市同区平野町下村162番地
同	松 井 一 成	同 市同区平野町下村344番地の1
同	松 井 幸 二	同 市同区平野町下村345番地の4
同	森 博 之	同 市同区平野町下村170番地
同	由 井 壽 男	同 市同区平野町下村176番地
同	由 井 壽 男	同 市同区平野町下村157番地
監事	松 井 住 男	同 市同区平野町下村164番地
同	松 井 利 明	同 市同区平野町下村166番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松 井 一 成	神戸市西区平野町下村345番地の4
同	井 上 峯 生	同 市同区平野町下村210番地
同	加 兎 慶 輝	同 市同区平野町下村113番地の2
同	松 井 利 明	同 市同区平野町下村166番地
同	松 井 幸 二	同 市同区平野町下村170番地
同	森 博 之	同 市同区平野町下村176番地
同	小 西 雅 夫	同 市同区平野町下村261番地
同	小 林 庸 浩	同 市同区平野町下村209番地
同	小 林 庸 浩	同 市同区平野町下村209番地
監事	松 井 保 肇	同 市同区平野町下村162番地
同	松 井 肇	同 市同区平野町下村344番地の1

3 神戸市ニツ屋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	北 井 道 男	神戸市西区ニツ屋1丁目19番1号
同	吉 川 和 幸	同 市同区ニツ屋1丁目31番9号
同	吉 川 茂 信	同 市同区ニツ屋1丁目15番1号

同	大	皿	久	夫	同	市同区二ツ屋1丁目16番2号
同	北	井	俊	彦	同	市同区二ツ屋1丁目19番23号
同	西	山		守	同	市同区二ツ屋1丁目7番7号
同	大	皿	三	男	同	市同区二ツ屋1丁目19番5号
同	吉	川	悦	雄	同	市同区二ツ屋1丁目6番2号
同	大	皿	隆	英	同	市同区二ツ屋1丁目16番4号
監事	山	崎	裕	美	同	市同区二ツ屋1丁目14番23号
同	中	西		正	同	市同区二ツ屋1丁目14番18号
同	吉	川	吉	次	同	市同区二ツ屋1丁目19番3号

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

氏名	住所
吉川和幸	神戸市西区二ツ屋1丁目31番9号
西山守	同 市同区二ツ屋1丁目7番7号
大皿三男	同 市同区二ツ屋1丁目19番5号
大皿久夫	同 市同区二ツ屋1丁目16番2号
北井道男	同 市同区二ツ屋1丁目19番1号
中西正信	同 市同区二ツ屋1丁目14番18号
吉川茂吉	同 市同区二ツ屋1丁目15番1号
吉川吉次	同 市同区二ツ屋1丁目19番3号
吉川英雄	同 市同区二ツ屋1丁目15番6号
吉川悦彦	同 市同区二ツ屋1丁目6番2号
北井俊隆	同 市同区二ツ屋1丁目19番23号
大皿英	同 市同区二ツ屋1丁目16番4号

4 蓼川土地改良区

退任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

氏名	住所
池口正和	豊岡市日高町堀429番地
石田廣和	同 市妙楽寺4番地
森田孝	同 市上陰401番地
竹森喜八郎	同 市日高町府中新88番地
田結庄由一	同 市日高町府市場574番地
木下徳也	同 市日高町野々庄290番地
上坂卓士	同 市日高町東芝5番地
田原一之	同 市日高町竹貫280番地
松島哲郎	同 市九日市下町254番地
矢崎俊朗	同 市宮島244番地
北村茂三郎	同 市一日市301番地
嶋田俊夫	同 市船町22番地
奥秀男	同 市日高町堀614番地
秋山敏男	同 市弥栄町5番25号
吉田和生	同 市下陰638番地の2

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

氏名	住所
池口正和	豊岡市日高町堀429番地
石田廣和	同 市妙楽寺4番地
森田強	同 市上陰401番地
新田正巳	同 市日高町府中新48番地
戸田克己	同 市日高町府市場810番地
小中檢次	同 市日高町池上394番地
上野力	同 市日高町西芝461番地の1

同	小	西	力	同	市日高町竹貫303番地
同	鳥	井	梅	同	市佐野51番地
同	長	峯	年	同	市船町128番地
同	岡		雅	同	市野田83番地
同	長	瀬	肇	同	市一日市398番地
監 事	西	村	尚	同	市日高町野々庄265番地
同	宮	村	吉	同	市九日市上町308番地
同	森	垣	達	同	市中陰229番地

5 野々池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理 事	藤	本 義 朗	加古郡稲美町草谷576番地の2
同	鷺	野 禎 男	同 郡同 町草谷653番地の2
同	藤	本 博	同 郡同 町草谷971番地の5
同	鷺	野 繁 一	同 郡同 町草谷689番地
同	鷺	野 隆 夫	同 郡同 町草谷762番地の4
同	魚	住 勘 一	同 郡同 町草谷1202番地の20
同	前	川 善 保	同 郡同 町草谷250番地
同	藤	田 高 明	同 郡同 町草谷925番地
同	井	澤 邑 夫	同 郡同 町野谷257番地
監 事	大	竹 正	同 郡同 町草谷304番地の1の1
同	井	澤 末 光	同 郡同 町野寺28番地の3
同	藤	本 義 昭	同 郡同 町草谷726番地

就任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理 事	鷺	野 禎 男	加古郡稲美町草谷653番地の2
同	鷺	野 隆 夫	同 郡同 町草谷762番地の4
同	藤	田 高 明	同 郡同 町草谷925番地
同	宮	本 和 也	同 郡同 町野谷573番地の1
同	山	口 勉	同 郡同 町草谷309番地
同	辻	本 克 政	同 郡同 町草谷1146番地の20
同	藤	本 善 政	同 郡同 町草谷712番地の3
同	鷺	野 博 明	同 郡同 町草谷692番地
同	鷺	野 松 雄	同 郡同 町草谷670番地
監 事	藤	本 義 昭	同 郡同 町草谷726番地
同	井	澤 邑 夫	同 郡同 町野谷257番地
同	前	川 輝 美	同 郡同 町草谷257番地

兵庫県告示第718号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成15年兵庫県告示第802号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成19年7月7日限りで消滅する。

平成19年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

曾根町加入区

兵庫県告示第719号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届

を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成19年7月8日から発生する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

曾根町加入区

兵庫県告示第720号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
加古川市尾上町長田397-8 宇野 昌一 加古川市尾上町池田1565-1 中谷 正信	尾上	尾上漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間 平成19年6月22日から同年7月6日まで

(2) 縦覧場所 尾上加入区 加古川市尾上町池田333番地 尾上漁業協同組合

兵庫県告示第721号

平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

表中「塩田加入区 塩田漁業協同組合」を「津名加入区 津名漁業協同組合」に改め、「志筑浦加入区 志筑浦漁業協同組合」、「生穂加入区 生穂漁業協同組合」及び「佐野加入区 佐野漁業協同組合」を削る。

兵庫県告示第722号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
仁川月見ガ丘(3)	宝塚市		仁川月見ガ丘		14番1、14番3から14番6、83番の一部、374番1の一部、374番2の一部、375番の一部、379番1の一部、379番3から379番6までの各一部、380番21、380番

					25から380番27、14番6から379番1に至る地先の道路敷の一部、83番地先の水路敷
--	--	--	--	--	--

~~~~~

**兵庫県告示第 723 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年 6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画道路  
3.4.188号尼崎伊丹線
  - 2 都市計画を変更する土地の区域  
尼崎市昭和通3丁目、昭和南通3丁目、神田北通1丁目、神田中通1丁目及び御園町
- ~~~~~

**兵庫県告示第 724 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年 6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
西播都市計画道路  
3.5.30号国道373号線  
3.5.200号上郡駅前線  
3.5.203号竹万上郡線
  - 2 都市計画を変更する土地の区域  
[3.5.30号国道373号線]  
赤穂郡上郡町上郡字町裏及び字本谷筋ノ七  
[3.5.200号上郡駅前線]  
赤穂郡上郡町上郡字川向ノ三、字町裏、字町家ノ二、字町家ノ五、字町家ノ六及び字丸尾上ミ  
[3.5.203号竹万上郡線]  
赤穂郡上郡町上郡字川向ノ二、字川向ノ三及び字川向ノ四並びに大持字東井ノ口及び字金色並びに井上字大橋
- ~~~~~

**兵庫県告示第 725 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年 6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
柏原都市計画道路

## 3.4.1号高賀天神線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

丹波市柏原町柏原字松ヶ端及び字掛矢

## 兵庫県告示第726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 都市計画の種類及び名称

城崎都市計画道路

3.7.230号竹野佐津線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

豊岡市竹野町竹野字上広田、字広田、字下広田、字沖ノ田及び字大平井並びに竹野町草飼字一ツ橋、字家ノ前及び字毛子谷並びに竹野町切濱字イクシロ、字今坂、字堤谷、字大畑ケ、字コギ、字イエノワキ、字クマヤマ、字ドウド及び字ヨコハタケ並びに竹野町濱須井字大ラ及び字濱頭

## 兵庫県告示第727号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 都市計画の種類及び名称

豊岡都市計画道路

3.5.2号豊岡駅立野線

3.5.4号豊岡駅上陰線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

[3.5.2号豊岡駅立野線]

豊岡市大手町

[3.5.4号豊岡駅上陰線]

豊岡市大手町

## 兵庫県告示第728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 都市計画の種類及び名称

出石都市計画道路

3.6.260号東條町弘原線

3.6.262号柳福住線

8.7.663号八木町線

3.6.265号谷山線

2 都市計画を変更する土地の区域

[3.6.260号東條町弘原線]

豊岡市出石町入佐字入佐町並びに出石町東條字東條町並びに出石町寺町字森ノ口及び字三井谷

[3.6.262号柳福住線]

豊岡市出石町柳字柳町、出石町松枝字松枝町、出石町馬場字上馬場、出石町弘原字元七軒町及び出石町福住字松ノ内

[8.7.663号八木町線]

豊岡市出石町入佐字入佐町、出石町魚屋字魚屋町、出石町八木字八木町、出石町田結庄字田結庄町及び出石町柳字柳町

[3.6.265号谷山線]

豊岡市出石町入佐字入佐町並びに出石町材木字材木町並びに出石町下谷字谷山町及び字楊枝谷並びに出石町谷山字新町

兵庫県告示第729号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

日高都市計画道路

3.5.10号浅倉鶴岡線

2 都市計画を変更する土地の区域

豊岡市日高町浅倉字小山崎、字小山及び字尾川並びに日高町岩中字上河原

兵庫県告示第730号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年6月22日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道路の位置                          | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 第H18西播位置<br>0010号 | 19. 6. 5         | 揖保郡太子町鶴字外前田1324番2の一部、1327番6の一部 | 4.00         | 28.50        |
|                   |                  |                                | 5.00         | 27.80        |

兵庫県告示第731号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定により、次のとおり道路の位置を取り消した。

なお、その関係図書は、平成19年6月22日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号 | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道路の位置 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|------|------------------|-------|--------------|--------------|
|      |                  |       |              |              |

|                   |          |                                |              |               |
|-------------------|----------|--------------------------------|--------------|---------------|
| 第H18西播位置<br>0004号 | 19. 6. 5 | 揖保郡太子町鶴字外前田1324番2の一部           | 4.00         | 24.00         |
| 第H18西播位置<br>0005号 | 同 上      | 揖保郡太子町鶴字外前田1324番2の一部、1327番6の一部 | 4.00<br>5.00 | 8.90<br>25.70 |

## 公 告

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町二子字西垣245番1から245番6まで、246番1から246番3まで、247番1、247番4から247番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町島2番地  
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年4月25日  
兵庫県指令東播（建）第1-11-2号（18播磨）

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年6月22日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
除雪トラック2台
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成19年11月30日（金）
- (4) 納入場所  
但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所 豊岡市幸町7-11  
但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所 養父市八鹿町下網場320
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定さ

れた者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 西岡  
電話 (078) 341-7711 内線 4947
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年6月22日（金）から同年7月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年8月2日（木）午後1時30分 兵庫県西館1階 小入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年8月1日（水）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- (5) 電子入札  
本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。  
ア 申込書の提出は、平成19年6月22日（金）午前9時から同年7月6日（金）午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。  
イ 電子入札は、平成19年7月26日（木）午前9時から同年8月2日（木）午後1時30分までに行うこと。  
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成19年7月6日（金）午後4時までに前記3の(1)に提出すること。  
ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類  
イ 道路運送関係法令（昭和26年法律第185号）ほか関係法令等に基づく基準に適合した車両を供給できることを証明する書類
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア、イの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年8月1日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件

- ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年8月中旬）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。（電子入札を除く。）
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお電子入札の場合は、事前承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（電子入札を除く。）
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Snow Removing Track - 2 vehicles

(3) Delivery period : November 30, 2007

(4) Delivery place :

Toyooka Public Works Office

Youka Public Works Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00, July 6, 2007

(6) Deadline for tender :

13:30, August 2, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00, August 1, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Nishioka, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8567

TEL (078) 341-7711 ext. 4947



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年 6月22日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
カット紙印刷装置一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年 6月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
日通商事株式会社 神戸支店 神戸市中央区浜辺通4-1-21
- 5 落札金額  
57,452,820円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年 4月24日

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第35号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更及び指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年 6月22日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

- 1 病院及び介護老人保健施設の表姫路市の項中、

|      |          |
|------|----------|
| 遠藤病院 | 同 市書写717 |
|------|----------|

を

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 医療法人社団 普門会 姫路田中病院 | 同 市書写717 |
|-------------------|----------|

に、

|               |          |
|---------------|----------|
| 医療法人 全人会 仁恵病院 | 同 市野里275 |
|---------------|----------|

を

|               |              |
|---------------|--------------|
| 医療法人 全人会 仁恵病院 | 同 市野里275     |
| 医療法人 恵風会 高岡病院 | 同 市西今宿5丁目3-8 |

に改め、同表豊岡市の項中、

|     |          |            |
|-----|----------|------------|
| 豊岡市 | 公立豊岡病院   | 豊岡市立野町6-35 |
|     | 舟木外科胃腸病院 | 同 市泉町7-30  |

を

|     |        |            |
|-----|--------|------------|
| 豊岡市 | 公立豊岡病院 | 豊岡市立野町6-35 |
|-----|--------|------------|

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成19年6月22日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,565  
選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 821,368

兵庫県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成19年6月22日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

| (選挙区名) | (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数) |
|--------|------------------------------|
| 神戸市東灘区 | 54,885                       |
| 神戸市灘区  | 34,412                       |
| 神戸市中央区 | 31,539                       |
| 神戸市兵庫区 | 30,332                       |
| 神戸市北区  | 60,908                       |
| 神戸市長田区 | 28,021                       |
| 神戸市須磨区 | 46,063                       |
| 神戸市垂水区 | 61,072                       |
| 神戸市西区  | 64,362                       |
| 姫路市    | 133,432                      |
| 尼崎市    | 126,917                      |
| 明石市    | 78,172                       |
| 西宮市    | 124,241                      |

|           |        |
|-----------|--------|
| 洲 本 市     | 13,919 |
| 芦 屋 市     | 25,527 |
| 伊 丹 市     | 51,875 |
| 相 生 市     | 9,059  |
| 豊 岡 市     | 24,554 |
| 加 古 川 市   | 70,809 |
| 龍 野 市     | 10,897 |
| 赤穂市及び赤穂郡  | 18,865 |
| 西 脇 市     | 9,963  |
| 宝 塚 市     | 60,333 |
| 三 木 市     | 22,792 |
| 高 砂 市     | 25,623 |
| 川西市及び川辺郡  | 51,787 |
| 小 野 市     | 13,161 |
| 三 田 市     | 28,731 |
| 加 西 市     | 13,231 |
| 篠 山 市     | 12,457 |
| 養 父 市     | 7,889  |
| 丹 波 市     | 19,214 |
| 南 あ わ じ 市 | 14,596 |
| 朝 来 市     | 9,519  |
| 淡 路 市     | 13,979 |
| 宍 粟 市     | 12,030 |
| 加 東 市     | 10,615 |
| 多 可 郡     | 8,709  |
| 加 古 郡     | 17,798 |
| 飾 磨 郡     | 7,559  |
| 神 崎 郡     | 12,751 |
| 揖 保 郡     | 20,037 |
| 佐 用 郡     | 5,845  |
| 美 方 郡     | 10,834 |

市町村職員退職手当組合告示

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第7号

平成19年6月11日執行の兵庫県市町村職員退職手当組合の議会議員の補欠選挙の結果、次の者が当選した。  
平成19年6月22日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

当選者職氏名

| 地 区   | 氏 名     | 職 名             |
|-------|---------|-----------------|
| 第 1 区 | 小 山 哲 史 | 宝 塚 市 議 会 議 長   |
| 第 2 区 | 松 本 英 昭 | 小 野 市 議 会 議 長   |
| 同     | 桜 井 光 男 | 加 西 市 議 会 議 長   |
| 第 3 区 | 山 本 直 人 | た つ の 市 議 会 議 長 |

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第10回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施  
介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のと

おり実施する。

平成19年6月22日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

会長 武田 政 義

1 試験の日時

平成19年10月28日（日）午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者及び解答免除対象者は、試験時間が異なるので、詳しくは、「第10回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引き」（以下「受験の手引き」という。）を参照すること。

2 試験会場

神戸大学（神戸市灘区鶴甲1-2-1、神戸市灘区六甲台町1-1、2-1）

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引きを参照すること。

4 試験の方法及び出題数

5肢複択方式にて出題する。

60問。ただし、解答免除対象者は出題数が異なるので、詳しくは受験の手引きを参照すること。

5 受験資格（概要）

(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。

なお、受験の手引きの「受験資格」の項を必ず読むこと。

(1) 対象者

アからウまでの期間が通算して5年以上あり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上のある者及びエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上あって、欠格事由に該当しない者とする。

なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間。

ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条1号から3号までのいずれかに該当するもの又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第22条の23の介護職員基礎研修課程又は訪問介護に関する2級課程に相当する研修（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）の附則第16条に定める研修を含む。）を修了したもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、当該介護等の業務に従事した期間。

エ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが当該介護等の業務に従事した期間。

(2) 受験地条件

(1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。

6 受験手数料

8,000円 受験申込み前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。

7 受験申込み

(1) 申込期間

平成19年7月17日（火）から同年8月8日（水）まで（8月8日（水）までの消印のあるものに限る。）

(2) 申込方法及び申込先

平成19年7月2日（月）から配布予定の受験の手引きに従って郵送で申し込むこと。

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所試験・研修係

電話（078）367-5211

(3) 提出書類

ア 受験申込書

イ 受験整理票（6箇月以内に撮影した縦3.5センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。）

ウ 実務経験（見込）証明書

エ 郵便振替払込受付証明書の原本（受験申込書の裏面に貼る。）

オ その他必要な書類（法定資格免許等の写し）

(4) 受験の手引き配布場所

各市町の介護保険担当窓口、兵庫県庁高齢社会課、神戸県民局健康福祉・環境担当、各県民局健康福祉事務所、但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所。

(5) 郵送により受験の手引きを請求する場合

封筒の表に「受験の手引き請求」と朱書し、あて先明記の返信用封筒（角2号封筒で返信用切手240円を貼ること。）を同封の上、9の試験・研修係あて請求する。

8 合格発表

平成19年12月10日（月）に受験者全員に試験結果通知書を発送する。

なお、合格者については、合格発表の日から1週間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時45分から午後5時30分まで）兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所1階にて受験番号を掲示する。

9 受験に関する問い合わせ先

平成19年10月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所試験・研修係

電話（078）367-5211